

## さいたま市告示第1852号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第58条第1項の規定によるさいたま都市計画事業指扇土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和8年3月15日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第19条の規定により告示する。なお、この選挙について同令第20条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和7年12月16日

さいたま市長 清水勇人

### 1 縦覧場所

- (1) 住所 さいたま市北区日進町2丁目1864番地10
- (2) 名称 日進・指扇周辺まちづくり事務所

### 2 縦覧期間

- (1) 期間 令和8年1月21日から令和8年2月3日まで
- (2) 時間 午前9時00分から午後5時00分まで

### 3 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所都市局まちづくり推進部日進・指扇周辺まちづくり事務所管理係
- (2) 電話 048（871）7850